

議題 1

令和2年度当初予算（案）及び国民健康保険料の改定（案）について

1 令和2年度の国民健康保険事業特別会計

- 歳入歳出の見込みを、今年度の保険料率で計算すると、歳入超過となる。
（歳入総額 826億1千万円 歳出総額 825億2千万円 差引 9千万円の歳入超過）
- 歳入超過を避け、収支不足の繰入れをゼロにすることを目的に、歳入・歳出予算を算定した。
その結果、保険料は減額改定となる。

【歳入】 (単位：億円)				【歳出】 (単位：億円)				
区分	R1 (a)	R2 (b)	増減(b)-(a)	区分	R1 (a)	R2 (b)	増減(b)-(a)	
国民健康保険料	187.1	179.4	▲ 7.7	総務費	12.2	13.1	0.9	
法定繰入金	基盤安定繰入金	42.0	40.5	▲ 1.5	保険給付費	617.6	570.5	▲ 47.1
	その他	16.0	16.2	0.2	納付金	240.8	231.3	▲ 9.5
法定外繰入金	ルール分	7.2	7.2	0.0	保健事業	9.5	8.9	▲ 0.6
	収支不足分	0	0	0.0	その他（還付金等）	1.6	1.4	▲ 0.2
県支出金	627.1	578.6	▲ 48.5	計	881.7	825.2	▲ 56.5	
その他（国庫支出金、諸収入）	2.3	3.3	1.0	【基金保有額】 (単位：億円)				
計	881.7	825.2	▲ 56.5	区分	R1 (a)	R2 (b)	増減(b)-(a)	
				国民健康保険財政調整基金	4.9	4.9	0.0	

(1) 国保特会の状況

【被保険者数】

- ・184,600人(昨年比 ▲7,400人 ▲3.9%)
後期高齢者医療制度への移行等による減

【歳入】

①保険料

- ・必要額179.4億円(昨年比 ▲7.7億円 ▲4.1%)
- ・現年収納率の増 92.8% (R1比 +0.5ポイント 92.3%)

②基盤安定繰入金(法定繰入金)

- ・総額40.5億円(昨年比 ▲1.5億円 ▲3.6%)
軽減対象者の数は減少している(R1 95,490人 → 91,520人 ▲3,970人▲4.2%)が、
被保険者全体に占める割合はほぼ横ばい(R1 49.8% → 49.6% ▲0.2ポイント)
- ・被保険者1人当たり 21,946円(昨年比 +67円 +0.3%)

【歳出】

①納付金

- ・総額231.3億円(昨年比 ▲9.5億円 ▲3.9%)
- ・1人当たり 125,301円(昨年比 ▲105円 ▲0.08%)
 - (内訳) 医療分：診療報酬改定(全体▲0.46%)等による減 ▲2,704円
 - 支援分：後期高齢者支援金の増 +1,848円
 - 介護分：介護納付金の増 +3,465円

(2) 令和2年度予算における新たな事業等

【保険料の徴収対策】

- ・口座振替加入率の向上を図るため、勧奨業務を委託化し、勧奨対象を拡大する。

【オンライン資格確認等運営費用負担】

- ・国が整備を進めているオンライン資格確認等システムの稼働に伴い運営経費を負担する。

【一日人間ドック費用助成】

- ・被保険者の更なる健康増進のため、慢性閉塞性肺疾患(COPD)などの早期発見に有効である呼吸機能検査を検査項目に追加する。

2 保険料について

(1) 料率

県が示した納付金を元に保険料所要額を算出し、条例の規定に従い、保険料改定（案）を作成した。

区 分	R1料率			R2料率		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	6.82%	2.44%	1.99%	6.59%	2.61%	2.11%
均等割	19,560円	6,960円	9,000円	19,200円	7,320円	9,720円
平等割	25,320円	8,880円	6,840円	23,760円	9,000円	7,440円

高齢化や医療の高度化に伴い1人当たりの医療給付費が増加しており、
それに伴い1人当たりの納付金（歳出）は増加傾向にある。

引き続き、第3期アクションプランの歳入確保及び歳出抑制の取組みをすすめ、
保険料の上昇抑制に努める。

(2) 1人当たり平均保険料（年額）

	平成30年度 平均保険料(A)	令和元年度 平均保険料(B)	令和2年度 平均保険料(C)	差(C-B)
医療・支援	90,275円	92,201円	91,663円	▲ 538円
医療・支援 介護	99,090円	100,286円	100,168円	▲ 118円

(3) その他、保険料に関する事項（国民健康保険法施行令の改正に伴う変更）

①賦課限度額の引き上げ

限度賦課額について、医療分を2万円、介護分を1万円引き上げて、現行の96万円から99万円とする。

	医療分	支援分	介護分	合計
改定前	61万円	19万円	16万円	96万円
改定後	63万円	19万円	17万円	99万円

②保険料軽減判定基準所得の引き上げ

軽減措置の所得基準を景気の動向に合わせ調整する。

なお、軽減には、成人の世帯員全員の所得申告が必要なため、未申告者に対する申告勧奨に引き続き努める。

【調整の内容】

区 分		所 得 基 準	該当世帯数(R1. 10. 20現在)
2割軽減	現 行	33万円＋（51万円×被保険者数）以下	15,494世帯
	調 整 後	33万円＋（52万円×被保険者数）以下	
5割軽減	現 行	33万円＋（28万円×被保険者数）以下	15,130世帯
	調 整 後	33万円＋（28.5万円×被保険者数）以下	
7割軽減	変更なし	33万円以下	34,475世帯

【2人世帯における軽減措置の所得基準額】

区 分	調 整 後	現 行
2割軽減	137万円以下	135万円以下
5割軽減	90万円以下	89万円以下
7割軽減	33万円以下（変更なし）	